

健康食品管理士合同シンポジウム

「消費者にとって有益な健康食品情報のあり方」

鈴鹿医療科学大学 長村 洋一

健康食品管理士認定協会理事長

補完代替医療にとって健康食品をどのように利用するかは非常に大きな問題である。そこには、まず健康食品の定義がなく、有効性、安全性に関しても特に規制がなく、さらには有効性に関しては薬事法の厳しい規制の中にあることから、真面目に補完代替医療に取り組もうとする人にとってはまさに極端な情報不足の状態にある。そのことが、いい加減な健康食品が世の中にはびこり、健康食品は胡散臭い物、といった範疇に入れられてしまう大きな原因となっている。

そんな中で、昨年の7月4日付けで厚生労働省から「健康食品の安全性確保に関する検討会報告書」が出された。そこにはGMP認証を含めた安全性認証、健康食品の被害情報の収集と処理体制の強化および消費者に対する普及啓発のためのアドバイザリースタッフの活用が盛り込まれている。この報告を受けて健康食品を巡って新しい動きが起こっている。健康食品管理士認定協会が行っているアドバイザリースタッフの養成とその活用もまさにその対象となっている。

実際に本年4月から3年間の予定で厚生労働省はアドバイザリースタッフの教育水準を一定レベルに保つシステムの構築に向けての調査研究に対する科学研究費を用意した。そして、独立行政法人国立健康・栄養研究所の梅垣敬三先生が中心となって私もその一員として協力をさせて頂く提案が採択された。このことで、アドバイザリースタッフの教育水準を保つための調査研究が開始された。

まず、アドバイザリースタッフの法的根拠は次のようなことにある。平成13年2月26日付けで厚生労働省から出された“薬事・食品衛生審議会報告書「保健機能食品の表示等について」におけるアドバイザリースタッフの確保の必要性に関する提言”を踏まえ、平成14年2月21日付けで厚生労働省医薬局から“保健機能食品等に係るアドバイザリースタッフの養成に関する基本的な考え方について”が示された。この内容は、バランスのとれた食生活が重要であることを前提に、保健機能食品やその他のいわゆる健康食品について、正しい情報を提供し、身近で気軽に相談できる人材の養成は、過剰摂取等による健康障害の防止の観点で望ましいとの概念に基づいて、こうした知識を有するアドバイザリースタッフの養成を民間で行って欲しいという内容であった。

この提言を受けて幾つかの機関がアドバイザリースタッフの養成に名乗りをあげ、独自の講習会、通信教育等を通して認定者を養成している。現在その認定者は教育レベルの質を問わなければ3万人以上いると推測される。しかし、こうした認定者の中には健康食品販売をめぐる消費者とトラブルを発生させているケースもある。

そこで、こうした健康食品の有益性と被害情報を的確に消費者に伝える手段としてのアドバイザリースタッフの在り方を考えるために、「消費者にとって有益な健康食品情報のあり方」という演題でシンポジウムを企画させていただいた。司会は、大阪大学医学部大学院教授 岩谷良則先生と京都

大学医学部大学院教授 齋藤邦明先生にお願いした。両教授ともに健康食品管理士の資格をお持ちで健康食品管理士認定協会の理事を務めておられる。このシンポジウムの概略は最初に私が

1. 消費者にとってアドバイザースタッフ

—— 健康食品管理士認定協会5年間の活動を振り返って ——

という演題で話させていただく。ここでは、幾つかのアドバイザースタッフ養成機関の認定のあり方の現状を紹介させて頂いた後、我々が平成16年に立ち上げた健康食品管理士認定協会による認定者の現状を紹介し、アドバイザースタッフの法的位置付けをしっかりとすることにより発生する代替医療を含めた社会における具体的な有用性と今後のあり方について論じさせて頂く。

次に日本健康食品規格協会理事長大濱宏文先生に

2. 内外の情勢から見た健康食品情報のありかたについて

と題して健康食品の国外の現状について、お話をいただく。日本には健康食品に関する明確な法的位置づけがないのに対して、欧米や中国、台湾、韓国など近隣諸国はいわゆる健康食品に該当するものに法的な位置づけが与えられている。こうした現状を比較すると、日本の健康食品行政の在り方の貧弱さが明らかになってくる。そんな現状を比較分析してお話をいただく予定である。特に大濱先生は日本健康食品規格協会としてGMP認証を行い日本の健康食品の品質保持に非常に力を注いでおられる。米国では2010年からGMP認証が義務付けられる中で日本の健康食品の在り方についても論じて頂く予定である。

最後に、消費者庁の尾崎俊雄先生に

3. 消費者行政における健康食品問題について

と題して行政の立場から健康食品の問題に関してお話をいただく。尾崎先生は本年の8月末まで厚生労働省医薬品局食品安全部 基準審査課新開発食品保健対策室室長として厚生労働省でお仕事をされていた。本年9月に発足した消費者庁は、厚生労働省が今まで行っていた特定保健用食品の審査等を全て行うようになった。また、消費者の被害情報も消費者庁に全て集まるようなシステムが構築されている。そんな新しい消費者行政の中で健康食品の有効性、安全性等の問題がどう扱われてゆくのかと言ったことも含め、行政の立場から健康食品の問題を論じて頂く予定である。

以上のような3人の演者の話により、健康食品情報を消費者に正確に伝え、健康保持のために健康食品をどのように用いるのが良いか、またその被害から守るためにはどうしたら良いかを多方面から論じさせて頂く。

特に、今回の合同シンポジウムを企画した健康食品管理士会にはアドバイザースタッフとしてかなり社会的活躍をしていると自負している方もおられる。そんな方を有効活用することは昨年の厚生労働省の報告書にあるように健康食品の安全性を守る有用な人材として十分に利用できると判断される。健康食品管理士に限らず、同じように社会的に大きく活躍している一定水準以上のアドバイザースタッフの方々の活躍の有用性と必要性を浮き彫りにできるシンポジウムにする予定である。多数の皆様の積極的な討論への参加をお願いする次第である。